



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 18 日 (金)
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令	
	(2) (福利厚生課)	2
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令	
	(3) (〃)	3

訓 令

鳥取県訓令第2号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「ゴム製半長靴」を「長靴」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	
略					略					
衛生 環境 研究 所	1 総務課の職員のうち施設設備の保守の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>長靴</u> <u>雨合羽</u> <u>防寒服</u> <u>防寒ズボン</u>	2 2 2 1 <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	60 60 36 36 <u>36</u> <u>60</u> <u>60</u>		衛生 環境 研究 所	1 総務課の職員のうち施設設備の保守の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>ゴム製半長靴</u>	2 2 2 1	60 60 36 36
	2 企画調整室の職員のうち室長、研究員、衛生技師及び主事の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>長靴</u>	2 2 2 1	60 60 36 36			2 企画調整室の職員のうち室長、研究員、衛生技師及び主事の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>ゴム製半長靴</u>	2 2 2 1	60 60 36 36
	3 保健衛生室及び化学衛生室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>長靴</u> <u>雨合羽</u> <u>防寒服</u> <u>防寒ズボン</u>	2 2 2 2 1 <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	12 60 60 12 36 <u>36</u> <u>60</u> <u>60</u>			3 保健衛生室及び化学衛生室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） <u>ゴム製半長靴</u>	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36
	4 水環境対策チーム、リサイクルチーム及び大	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン）	2 2 2 2	12 60 60 12			4 水環境対策チーム、リサイクルチーム及び大	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン）	2 2 2 2	12 60 60 12

	気・地球環	長靴	1	36			気・地球環	ゴム製半長靴	1	36	
	境室の職員	雨合羽	1	36			境室の職員				
	のうち室	防寒服	1	60			のうち室				
	長、チーム	防寒ズボン	1	60			長、チーム				
	長、研究員						長、研究員				
	及び衛生技						及び衛生技				
	師の職務に						師の職務に				
	従事する職						従事する職				
	員						員				
略					略						
鳥取	常時現地で業	作業服（上衣）	2	60		鳥取	常時現地で業	作業服（上衣）	2	60	
港湾	務に従事する職	作業服（夏上衣）	2	60		港湾	務に従事する職	作業服（夏上衣）	2	60	
事務	員	作業服（ズボン）	2	60		事務	員	作業服（ズボン）	2	60	
所		作業服（夏ズボン）	2	60		所					
		ヤッケ	1	36				ヤッケ	1	36	
		長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36	
		安全靴	1	36				安全靴	1	36	
		防寒服	1	36				防寒服	1	36	
略					略						
図 略					図 略						

第2条 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を次のように改正する。

別表の総務課の項から水・大気環境課の項までの規定中「ゴム製半長靴」を「長靴」に改める。

別表の砂丘事務所の項、住まいまちづくり課の項からとっとり農業戦略課の項まで、畜産課の項、水産課の項、中部総合事務所の項、西部総合事務所の項、東部県税事務所の項から米子保健所の項まで、喜多原学園の項、東部生活環境事務所の項及び産業人材育成センターの項から鳥取空港管理事務所の項までの規定中「ゴム製半長靴」を「長靴」に改める。

別表の工事検査課の項及び米子工事検査事務所の項中「ゴム製半長靴」を「長靴」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。